

平成30年度事業計画

I 普及啓発及び研修事業（公益目的事業1）・・・4,633,000円

1 普及啓発に資する講演会（定款第4条第1項第2号該当事業）

- (1) 不動産鑑定評価制度の啓発を目的に、一般県民等を対象にして講演会を年1回実施する。開催日時等は、ポスターやチラシの配布の他、ホームページ及び県広報等により広く呼びかけを行う。

※講演内容・講師、実施時期等は、総務財務委員会で検討する。

- (2) 所要直接経費（講師料、会場費等） 928千円

2 無料相談会の開催（定款第4条第1項第3号該当事業）

- (1) 県民の関心の高い不動産鑑定に関わる諸問題に対応するため、10月及び1月を除き事務局を会場にして開催する。（各月とも、原則第1木曜日に開催。4月と5月は第2木曜日に開催する。）

4月については、「不動産鑑定評価の日」の事業として、12日（木）に協会事務局で開催するほか、太田市役所を会場に4月17日（火）に開催する。

※10月は、国土交通省が定める土地月間とされており、これにあわせて前橋市他9市役所を会場に実施する。

これの実施日及び会場については、ホームページに掲載するほか、県広報等により広く呼びかけを行う。

さらに、他業等からの相談会開催等への相談員派遣要請があった場合には、理事会で協議の上、派遣を行う。

- (2) 所要直接経費（相談員報酬、会場費等） 1,100千円

3 研修会等講師派遣（定款第4条第1項第4号該当事業）

- (1) 群馬県県土整備部が実施する用地事務研修会等、要請を受け随時協会から講師の派遣をおこなう。

- (2) 所要直接経費（講師報酬等） 100千円

II 協会調査及び情報提供事業（公益目的事業2）・・・5,993,600円

1 取引事例作成（定款第4条第1項第7号該当事業）

- (1) 不動産鑑定評価を行うには、最新の土地取引価格情報が必要不可欠である。これを行うインフラとして国土交通省が行う不動産取引価格情報提供制度を活用されてきた。連合会にその制度運用が委ねられており、その事例作成及び入力には委託事業と位置づけられている。

その委託費は、1件あたり500円の事例作成費とされている。

- (2) 所要直接経費（事例作成・年間6,000件） 3,000千円

2 群馬県内における住宅取得価格と勤労所得に関する調査

（定款第4条第1項第6号該当事業）

- (1) 社団法人発足以来調査を継続してきた「県内における住宅取得価格と勤労者所得に関する調査」について、これまでは「市街地価格調査事業」の名称で調査を実施してきたが、平成27年度から名称を「群馬県内における住宅取得価格と勤労所得に関する調査」に改め、内容も一部見直しを行った。今年度においても県内14市町の住宅地域における平均的規模の土地・建物の価格を調査し、平均年収との関連などを検討し、これを公表する。
- (2) 所要直接経費（資料代、コピー代等） 100千円

III 地価調査及び頒布事業(公益目的事業3) . . . 28, 842, 200円

1 地価調査（定款第4条第1項第4号該当事業）

- (1) 地価調査は地価公示とともに土地評価の根幹をなすものであるが、毎年度7月1日現在の地価調査基準地についての価格調査を協会が群馬県から受託し実施する。
- (2) 所要直接経費（鑑定評価員報酬） 27, 815千円

2 冊子頒布（定款第4条第1項第4号該当事業）

- (1) 地価公示、地価調査について、群馬県の承認を得てその詳細を冊子にまとめ頒布している。
- (2) 所要直接経費（印刷製本代） 300千円

IV 固定資産税評価事業（公益目的事業4） . . . 33, 463, 000円

○ 固定資産税評価（定款第4条第1項第4号該当事業）

- (1) 固定資産税評価は3年毎に実施される。
また、公平な課税を担保するため、地価下落の時点修正のための評価も行っており、今年度も県内35市町村の委託を受け実施する予定である。
- (2) 所要直接経費（鑑定評価委託料） 32, 000千円

V その他事業 . . . 4, 640, 200円

1 共益事業

○ 会員研修等（定款第4条第1項第1号該当事業）

- (1) 会員の資質向上を図るため、研修会、会員交流会を開催する。
- (2) 所要直接経費 1, 800千円

2 事例閲覧事業

○ 取引事例閲覧（定款第4条第1項第5号及び7号該当事業）

- (1) 取引事例閲覧は、連合会事業として全国統一のシステムに移行したことに伴い、連合会からの委託業務として実施している。
- (2) 所要直接経費 2, 220千円